

飼料添加物「テトラサイクリン系物質」[※]は 令和元年12月27日以降、使用禁止です！

※アルキルトリメチルアンモニウムカルシウムオキシテトラサイクリン および クロルテトラサイクリン

テトラサイクリン系物質は抗菌剤で、治療以外の目的で飼料添加物として飼料に含まれている場合があります。テトラサイクリン系物質を飼料として常用すると、テトラサイクリンに対して抵抗性を持つ菌（耐性菌）が増えることが懸念されます。耐性菌が増えると、家畜や人の治療など真に必要な場合に効果が期待できなくなるため、使用禁止となります。

◆農場に、含有する飼料が残らないよう、
適切に**廃棄**しましょう。

表示票

含有する飼料添加物の名称及び量

クロルテトラサイクリン 〇gカ価/トン

ビタミンA、ビタミンD₃、ビタミンE、ビタミンB₁、
ビタミンB₂、ビタミンB₆、……………
……………

原材料名 等

原材料の区分	配合割合	原材料名
動物質性飼料	72%	脱脂粉乳、…………
その他	28%	植物性油脂、トレハロース、…………

確認してください

飼料袋、伝票に飼料添加物の名称が記載されています。

「アルキルトリメチルアンモニウムカルシウムオキシテトラサイクリン」

または

「クロルテトラサイクリン」
が含まれていないことを確認してください。

東濃家畜保健衛生所

TEL0573-26-1111(内394) FAX0573-25-7669

E-mail:c24507@pref.gifu.lg.jp